

Q 「文化活動」とは、どんなものが対象になりますか？

A 「京都府文化力による未来づくり基本計画」に定める文化の範囲内での活動が対象となります。以下の抜粋を参考にしてください。また、ご自身の活動が補助対象にあたるか迷う場合は、窓口までご相談ください。住所が他府県の方の場合は、京都に活動拠点があるという事実が確認できる資料をご用意ください。

京都府文化力による未来づくり基本計画 第1節-5 文化の範囲

本計画の文化とは、文化芸術基本法に定める次表の範囲だけでなく、自然との関わりや、歴史・風土の中で培われた暮らしや技術、生活様式、価値観、言葉等の京都各地の独自の文化をも対象とします。

文化芸術基本法に定める「文化芸術」の範囲一覧

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動

Q どんな団体、人が対象になりますか？

A 法人（営利、非営利を問いません）、任意団体、個人、グループ、いずれも対象となります。

Q 住所は京都府です。他府県での活動実績は認められますか。

A 京都府在住の文化芸術関係者として補助対象になります。過去の活動実績は他府県におけるものでも構いません。ただし、補助対象事業となるのは、京都府内における文化芸術活動に対してのみになります。たとえば、他府県で開催される公演の会場費は対象外ですが、京都府内で行われる稽古にかかる費用は補助対象になります。

Q 住所は他府県ですが、主に京都で活動しています。対象になりますか？どんな書類が必要ですか？

A コロナウイルス感染拡大前から現在まで、京都を拠点に文化芸術活動をされてきた方で、今後も京都で文化芸術活動をされる方が対象となります。

住所が他府県の方の場合は、京都に活動拠点があるという事実が確認できる資料をご用意ください。

例) 団体のWEBサイトの写し、パンフレット等に掲載の団体紹介のページ、京都府内での定期的な活動（毎月の稽古等）の記録等

Q 補助対象期間について教えてください。

A 申請書を受け付けた後、京都府で補助金の支給について決定します。これを交付決定といいます。第一期の事業対象期間は、交付決定日から、令和2年10月31日までに実施される事業が対象となります。

ただし、事前着手届を提出すれば、交付決定前でも、令和2年4月1日以降に実施した事業については対象となります。

また、実演を伴う事業については、現時点で、令和2年10月31日までに事業完了できるかどうかを見極めることが難しいことから、令和3年1月31日までに実施される事業も対象としています。

Q 2月から活動を自粛しています。2月～3月分の経費は補助対象経費として申請できますか？

A できません。令和2年4月1日以降の取組が対象です。

Q 文化活動の自粛・縮小による損失や想定されていた収入等を補助対象経費として申請できますか？

A 文化活動の中止や延期は申請の条件ですが、そのことにより発生した損失や想定されていた収入等を補填するための補助金ではありません。

4月以降に、コロナウイルスの影響による中止や延期を受けて、新たに実施される事業について申請をして下さい。

Q 動画の制作、配信について補助を申請しようと思っています。いつまでに事業実施したらいいですか？

A 令和2年10月31日までに事業を完了してください。

Q 「新型コロナウイルス感染症により、文化活動を自粛・縮小したことが分かる資料」とはどのようなものですか？

A 以下の二つに当てはまるものを提出してください。
①：公演や展覧会等が開催予定であった事実が確認できる資料
②：①の公演や展覧会等が、新型コロナウイルスの感染拡大により中止・延期・縮小した事実が確認できる資料

例) 公演や展覧会のチラシやWEBサイトの写し、中止・延期・縮小についてのやりとりが記されたメール等

Q 新型コロナウイルス感染症により、文化活動を自粛・縮小した事実が確認できる資料とありますが、どのように証明したらいいですか？

また、実施計画中に中止となり、チラシなど告知のなかったものはどうすればいいですか？

A ご自身が主催者の場合は、会場の申し込み書類などを提出してください。例年開催の事業への出展や参加であれば、その事業のこれまでの開催実績や参加実績と、それが中止や延期になった事実が確認できる資料を想定しています。新規事業でこれまでの実績が無い場合、主催者と参加者の間で交わされた中止や延期についての通知・連絡の写しでも構いません。そのいずれにも当てはまらないケースはご相談ください。

Q 文化芸術関係の講師をしています。カルチャーセンターや自宅教室などが全て休講になってしまいました。この補助金の対象になりますか？

A 対象になります。ただし、申請者が教室の経営も行っており、経営に関する補助金を別に受けている場合は、対象経費の切り分けが必要です。教室経営とは別に文化芸術活動を行っている方は、文化芸術活動を経営とは別事業として申請をしてください。

Q 第1期、第2期両方での応募を検討しています。可能でしょうか。

A 第1期と別事業であれば、第2期での応募もしていただけます。たとえば、第1期では、公演実施に向けたワークショップ、第2期では公演の実施など、段階によって事業内容、発表形式などが異なることが望ましいです。事業計画に対して、アートアドバイザーによる助言も行っていますのでご相談ください。

Q 令和3年2月以降に予定されている公演や展覧会についても補助対象になりますか？

A 令和3年2月以降は、補助対象外です。
ただし、公演や展覧会に向けた準備として、事業対象期間内に京都府内で実施される創作活動は対象になります。
この場合、京都府内で創作活動をしている様子を、写真や動画等で記録し、報告できるようにしてください。また、それらの写真や動画を用いて活動の事前広報を行うなど、積極的に情報発信いただくことで、府民が文化に触れる機会が増えるようご協力をお願いします。

Q 京都府外で開催予定の公演や展覧会についても補助対象になりますか？

A 京都府外で開催される公演や展覧会自体は補助対象になりません。
ただし、公演や展覧会に向けた準備として、事業対象期間内に京都府内で実施される創作活動は対象になります。
この場合、京都府内で創作活動をしている様子を、写真や動画等で記録し、報告できるようにしてください。また、それらの写真や動画を用いて活動の事前広報を行うなど、積極的に情報発信いただくことで、府民が文化に触れる機会が増えるようご協力をお願いします。

Q 公演や展覧会の実施が難しい中で、こういった事業の申請がありますか？

A 今回の募集では、公募や展覧会などの「実施」だけでなく、実施に向けた「企画」や「準備」も対象にしています。
たとえば、美術分野におけるアーカイブのあり方の再考を通じた、集まれない時代のための新しい作品鑑賞の場づくりや、劇場空間を用いた、技術者の技術向上のための実験などの申請が寄せられています。
個々の文化活動に基づいた、自由な発想で申請してください。

Q 申請者自身の出演料や交通費は補助対象になりますか？

A 申請者自身の出演料は対象外です。
打ち合わせや調査等、事業実施に必要な交通費は申請者自身のものも補助対象になります。

Q 事業に必要な物品を買いたいのですが、補助対象になりますか？

A 単価3万円未満の物品については補助対象となります。3万円以上の物品は「備品」となりますので、補助対象外です。

Q 公演に向けた練習にかかる費用は経費として認められますか？

A 実施が予定されている公演の練習に必要な経費と認められれば、補助対象経費となります。集まって練習をする場合には、感染拡大リスクに十分な配慮をお願いします。

Q 音楽ライブの有料配信を行いたいと考えています。補助対象になりますか？

A 対象になります。
なお、補助金の算定にあたって、チケット販売収入を補助対象経費から差し引く必要はありません。（申請者自身の収入としていただいて構いません）

Q 補助金以外に、入場料などの収入がある場合の書き方を教えてください。

A 自己資金額に記入してください。
その場合、予算書の収入と支出の合計額が一致するようにしてください。（補助金の算定にあたっては、入場料収入を補助対象経費から差し引く必要はありません）

Q 補助対象外経費とは何ですか？

A 申請者自身の出演料、食糧費、単価が3万円以上の物品や、事業計画との関連性が不明な支出は対象外となります。

Q ソフトウェアの年間での契約（サブスクリプション）や、オンライン配信のためのサーバー代は対象経費に含まれますか？

A 含まれます。事業実施期間分を、あん分して算出してください。

例) 年間契約費用5000円で事業期間6ヶ月の場合、補助対象経費は2500円になります。(5000円÷12ヶ月×6ヶ月=2500円)

Q 会場を稽古などで月額で借りた場合の家賃は含まれますか？

A 家賃は認められません。
ただし、利用料が公になっているスペースを借りるために、活動の度に申し込みを行い、その都度使用料を支払っている場合は、対象経費として認められるケースもあります。窓口までご相談ください。

Q 他の補助金と併用できますか？

A 他の補助金との併用は可能ですが、対象経費の重複は認められません。迷った場合には、文化芸術関係者支援相談窓口までご相談ください。また、同一事業について「京都市文化芸術活動緊急奨励金」等、市町村の他の補助金の交付を受けている場合には、その分を差し引いた金額が補助対象経費となります。

※他制度において併用が禁じられている場合があります。ご注意ください。

申請方法

Q 書類の提出は郵送ですか？メールでもいいですか？

A 押印が必要な書類がありますので、郵送してください。事前にメールで送付される場合も、原本を郵送してください。

補助金の支払い

Q 補助金はいつ支払われますか？

A 原則、事業完了後に、実績報告書、事業収支決算書等を審査し補助金額を確定した後に振り込みます。
ただし、事業実施に当たって、補助金の先払いが必要な場合は、交付決定後に交付決定額の70%を上限として、概算払の請求ができます。この場合、確定額が、概算払額を下回った場合は、過払分を返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

Q 思っていたよりも、経費が増えてしまった場合は、補助金は増やしてもらえますか？

A 交付決定額が上限です。増額は認められません。

実績報告

Q デジタルの領収書しかない場合、どのように提出したらいいですか？

A プリントアウトしたものをご提出ください。
また、紙の領収書と同様に、宛名、金額、支払い内容、支払の事実等、審査に必要な事項の確認ができることが必要ですので、追加で資料の提出をお願いすることがあります。